独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社　富山銀行		コード	8365
提出日	2023/6/5	異動（予定）日	2023/6/29	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されることが予定されているため。			
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大澤　眞	社外取締役	○										○					有
2	野田　万起子	社外取締役	○										○					有
3	海下　巧	社外監査役	○													○		有
4	新田　洋太朗	社外監査役	○										○					有
5	髙田　恭介	社外監査役	○										△				新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	大澤眞氏が代表取締役を務める株式会社フィーモとは、コンサルティング契約を締結しております。 上記取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	日本銀行において、ロンドン事務所次長、那覇支店長などの重要ポストを歴任し、同行退職後はプライスウォーターハウスクーパースのパートナーとしてコンサルティング業務に従事するなど、金融・財務分野に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、株式会社フィーモの代表取締役として、企業経営に携わっており、取締役の職務執行に対する監督機能を高めるため選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当行が定める「独立性判断基準」を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	野田万起子氏が代表取締役を務めるHuman Delight株式会社には、研修等を依頼しております。 上記取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	株式会社ベンチャー・リンクにおいて、長年にわたり全国の地域金融機関の支援業務を担当するなど、金融業務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、同社退職後は、Human Delight株式会社の代表取締役として、企業経営に携わっており、取締役の職務執行に対する監督機能を高めるため選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当行が定める「独立性判断基準」を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3		公認会計士として、財務・会計の専門知識や上場金融機関監査等の豊富な経験を有しており、経営の監視機能に対する客観性や透明性を確保するために選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当行が定める「独立性判断基準」を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	新田洋太朗氏が代表取締役社長を務める日本海ガス絆ホールディングス株式会社とは定常的な銀行取引や営業取引関係又は出資関係があります。 上記取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	日本海ガス絆ホールディングス株式会社の代表取締役社長として企業経営に携わり、企業経営に関する高い見識と幅広い経験を有しております。また、地域経済にも精通しており、経営の監督機能に対する客観性や透明性を確保するため選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当行が定める「独立性判断基準」を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	髙田恭介氏の出身である名古屋鉄道株式会社とは定常的な銀行取引があります。 上記取引は、その規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	日本銀行において秋田支店長や札幌支店長、金融機構局上席考査役など重要なポストを歴任し、同行退職後は名古屋鉄道株式会社、矢作建設工業株式会社において企業経営、財務部門に携わるなど、金融・経営・財務分野における高い見識と豊富な経験を有しており、経営の監督機能に対する客観性や透明性を確保するため選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当行が定める「独立性判断基準」を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。